



「中小企業金融に関する タウンミーティング イン 京都」に竹中大臣が出席 (8月24日)



スノー米国財務長官が竹中大臣を訪問 (9月1日)

## 目次

### 【トピックス】

- 「平成14年度実績評価書」、「平成15年度事業評価書」及びそれらの要旨の公表について
- 平成16年度機構・定員及び予算要求の概要について
- 「平成16年度税制改正要望」の公表について
- 「平成15年検査事務年度検査基本方針及び基本計画」の公表について
- 経営健全化計画の履行状況報告について
- 経営健全化計画の見直しについて
- 事務ガイドライン（「金融監督にあたっての留意事項について（第2分冊：保険会社関係）」の一部改正について
- 竹中大臣の中国（香港・深圳(シンセン)）訪問について

### 【ピックアップ：中小企業金融】

- ☆ 「中小企業金融に関するタウンミーティング イン 京都」の開催について

### 【法令解説】

- 証券取引法等の一部改正の概要について

### 【研究室から】

- 電子金融事情見聞録 アジア編 — 1 研究官の目を見た世界の電子金融事情 第2弾—  
(金融庁総務企画局政策課 金融研究研修センター 研究官 杉浦宣彦)

### 【金融ここが聞きたい！】

- 産業再生機構において第一号案件が発表されましたが、どのように評価していますか？また、一部に「同機構が積極的に利用されていない」との声もありますが、どう考えていますか？
- 産業金融の機能強化のための関係閣僚等による会議が開かれましたが、金融庁としての具体的な取組みについてお聞かせください。
- 先日、「主要行における自己査定と検査結果との格差」が発表されました。総額では格差は減っていますが、一部の金融機関ではまだ乖離の大きいところもありますが、どのように評価していますか？
- 「銀行の貸出残高が年々減少し、400兆円を割り込んだ」との日銀の発表がありました。どのように見えていますか？

### 【金融便利帳】

- 今月のキーワード：金融検査

### 【お知らせ】

### 【8月の主な報道発表等】



## 【トピックス】

### 「平成 14 年度実績評価書」、「平成 15 年度事業評価書」 及びそれらの要旨の公表について

金融庁においては、平成 14 年 4 月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- ① 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
- ② 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
- ③ 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

これまで金融庁においては、政策評価に係る基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり、実績評価に関しては、昨年 12 月、平成 13 年度（13 年 7 月～14 年 6 月）を対象とする実績評価書を初めて作成・公表しました。

今回は、これに引き続き、平成 14 年度（14 年 7 月～15 年 6 月）を対象とする実績評価を実施しました。また、政策評価をより一層予算に活用する観点から、今回より事業評価（事前評価）を実施することとしました。平成 16 年度に予算措置を伴う事業のうち、新規あるいは拡充を予定している主なものを対象として、評価を実施しています。

※ 本文等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「平成 14 年度実績評価書」、「平成 15 年度事業評価書」及びそれらの要旨の公表について（平成 15 年 8 月 29 日）](#)にアクセスしてください。

### 平成 16 年度機構・定員及び予算要求の概要について

#### 1. はじめに

金融を巡る内外の情勢変化に適切に対応し、金融庁の任務を引き続き的確に果たすため、より強固な金融システムの構築、証券市場の構造改革の推進など、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」（6 月 27 日閣議決定）に盛り込まれた諸施策等を迅速に実施するために必要な機構・定員及び予算の要求を行っています。

#### 2. 機構・定員要求の内容

金融庁としては、平成 16 年度機構・定員要求においては、「より強固な金融システムの構築」、「証券市場の構造改革の推進」及び「実効性、効率性の高い検査・監督体制の整備」の三つを体制整備の重点化項目としています。

##### （1）より強固な金融システムの構築

金融システムの信頼を高め、金融機関が本来の仲介機能を回復するため、「金融再生プログラ



ム」等の着実な実施を通じて、平成 16 年度に不良債権問題の終結を目指すことに加え、リレーションシップバンキングの機能を強化し、地域の中小企業への金融の円滑化等の諸施策を実施するために必要な検査・監督体制を整備することとしています。

(2) 証券市場の構造改革の推進

家計貯蓄の証券市場への流入の促進やリスクマネーの流れの拡大に向けて、証券市場の構造改革を一層推進するため、平成 16 年 4 月の「公認会計士法の一部を改正する法律」の施行に対応した公認会計士・監査審査会の体制整備をはじめ、証券取引等監視委員会において、ディスクロージャー違反等犯則事件の調査体制の強化、証券取引の複雑化・多様化に対応した監視の充実・強化等、市場の公正性・透明性の向上を図るために必要な体制を整備することとしています。

(3) 実効性、効率性の高い検査・監督体制の整備

金融を巡る内外の情勢変化に適切に対応するため、金融庁の調査・研究機能及び情報システムの充実・強化を図り、高度化した金融商品等に対する検査・審査機能の強化、貸金業者等に対する検査・監督体制の強化、新 B I S 規制策定への対応等のために必要な体制を整備することとしています。

これらの体制整備のため、総務企画局 17 人、検査局 50 人、監督局 23 人、証券取引等監視委員会 45 人、公認会計士・監査審査会 70 人、総計 205 人の増員要求を行っています。

平成 16 年度定員要求

	15 年度末定員	16 年度定割	16 年度増員要求	15 年度増員要求 (増員数)
総務企画局	253	—	17	19 (14)
検査局	460	▲2	50	111 (58)
監督局	171	▲1	23	25 (16)
本庁計	884	▲3	90	155 (88)
証券取引等 監視委員会	217	▲1	45	70 (36)
公認会計士・監査 審査会	—	—	70	— (—)
本庁・監視委・審査会計	1, 101	▲4	205	225 (124)

3. 予算要求の内容

平成 16 年度予算要求については、既定予算の徹底した見直しを行った上で、増員に伴う経費の他、申請・届出等手続の電子化等「電子政府構築計画」の着実な実施、機動的な検査・監視の実施、海外当局との連携強化等に必要な経費を織り込み、総額で約 183 億円（対前年度比 17.4%増）の要求を行っています。

要求事項のうち、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」において、平成 16 年度予算で



新たに導入することとされた、「モデル事業」及び「政策群」に関しては、

① 「モデル事業」として、有価証券報告書等の電子開示システム（EDINET）の更なる基盤整備等に必要経費（520百万円）

② 「政策群『ITの活用等による安全かつ効率的な国際物流の実現』の予算措置として、マネー・ローンダリング防止等のための疑わしい取引の分析システムの充実強化に必要な経費（48百万円）等の要求を行っています。

なお、預金保険機構に係る政府保証枠については、金融システムの安定を引き続き揺るぎないものとするため、これまでと同様の考え方で、58兆1,500億円を要求しています。

#### 平成16年度 金融庁予算 概算要求（事項別）の概要

区 分	平成15年度 当初予算額 (A)	平成16年度 概算要求額 (B)	対前年度 増△減額 (B-A)	対前年度 伸び率 (B-A)/(A)
	百万円	百万円	百万円	%
(項)金融 庁	15,474	18,196	2,722	17.6
人件費	10,455	11,905	1,450	13.9
その他	5,019	6,290	1,271	25.3
検査監督等実施経費	952	1,156	204	21.4
検査監督事務等電算化経費	823	835	13	1.5
検査監督手法等調査・研修経費	95	107	11	11.7
金融制度等調査経費	204	228	25	12.2
審議会等運営経費	103	122	19	18.1
国際会議等出席経費	210	217	7	3.1
その他	2,631	3,625	994	37.8
うち電子開示システム等（モデル事業）	394	520	126	31.9
(項)経済協力費	125	124	△1	△1.1
合 計	15,599	18,320	2,720	17.4

(注) 1. 金融庁内部部局等、証券取引等監視委員会及び公認会計士・審査会の合算ベース。  
2. 各々の計数を百万円未満で四捨五入したため、計数が符合しない場合がある。

※ 今回の機構・定員及び予算要求について、詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から「平成16年度機構・定員及び予算要求について」（平成15年8月28日）にアクセスしてください。



## 「平成16年度税制改正要望」の公表について

去る8月29日、金融庁の「平成16年度税制改正要望」を財務省及び総務省に提出しました。本年の税制改正要望については、大きく分けて

- ① 金融と企業の再生を推進する税制
- ② 証券市場の構造改革を推進する税制

の二本の政策的な柱を中心に要望を行っています。

### 1. 金融と企業の再生を推進する税制

「金融と企業の再生を推進する税制」については、不良債権問題を解決するとともに、より強固な金融システムを構築する観点から、昨年に引き続き、金融再生プログラムに盛り込まれた、

- ① 貸倒れに係る無税償却・引当の範囲拡大（全額損金算入）
- ② 欠損金の繰戻還付の凍結解除・期間延長（1年→16年）
- ③ 欠損金の繰越控除の期間延長（5年→10年）

等のいわゆる「3点セット」を、また、整理回収機構等が策定する再生計画に係る税務上の取扱いの明確化等、企業再生の円滑化を図る観点から、種々の税制改正を要望しています。

### 2. 証券市場の構造改革を推進する税制

「証券市場の構造改革を推進する税制」については、「貯蓄から投資へ」の流れを加速する観点から、

- ① 株式投資について一定の投資額を上限とした優遇税制の導入
- ② 個人投資家のすそ野を拡大しつつ、世代間の資産移転を促進するため、株式・株式投資信託に係る相続税・贈与税の非課税枠の拡大並びに、評価の軽減

等を要望しています。

更に、昨年度の税制改正によって措置された「新証券税制」を踏まえつつ、金融商品課税の一体化を推進し、金融税制の更なる簡素化を図る観点から、

- ① 株式の譲渡損益と配当との損益通算
- ② 公募株式投資信託間における損益通算
- ③ 特定口座の取扱い対象範囲の拡大

等を要望しています。

### 3. その他

上記の他、生命保険料控除の拡大、社会保障制度補完商品に係る保険料控除制度の創設等、種々の税制改正を要望しています。

※ 今回の税制改正要望について、詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「平成16年度 税制改正要望」について](#)（平成15年8月28日）にアクセスして下さい。



## 「平成 15 検査事務年度検査基本方針及び基本計画」の公表について

### (検査基本方針の概要・特色)

金融庁においては、先般（8月18日）、「平成15検査事務年度検査基本方針及び基本計画」を公表し、平成15検査事務年度における検査の実施方針や実施予定数を明らかにしたところです。本検査事務年度の基本方針においては、前検査事務年度において実施された各種施策や金融機関を取り巻く現下の情勢を踏まえ、重点事項として、

- ① 主要行グループに対する深度ある検査の一層の推進
- ② 中小企業等の経営実態等に即した的確な検査の確保
- ③ 利用者保護の確保、利用者利便の向上に向けた取組み
- ④ システムリスク管理態勢の検証
- ⑤ 政策金融機関・郵政公社に対する検査の実施

等を掲げています。

前検査事務年度の検査基本方針と比較すると、「金融再生プログラム」（平成14年10月公表）や「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（平成15年3月公表）を踏まえ、「主要行グループに対する深度ある検査」や「中小企業等の経営実態等に即した的確な検査」を一層推進している点と、「利用者保護の確保、利用者利便の向上に向けた取組み」を重点課題として打ち出した点が本検査事務年度の検査基本方針の特色となっています。

### (平成 15 検査事務年度における重点事項)

#### (1) 主要行グループに対する深度ある検査の一層の推進

「主要行グループに対する深度ある検査の一層の推進」については、主要行の資産査定を厳格化を徹底させる等の観点から、前検査事務年度に導入された通年・専担検査体制の下で、昨年10月に公表された「金融再生プログラム」を踏まえ、自己査定と検査結果の集計ベースでの格差公表、再建計画検証チームによる債務者企業の再建計画の検証、大口債務者に対する主要行間の債務者区分の統一、繰延税金資産の厳正な検証等の各種施策を継続して実施するとともに、情勢の変化等に適時・的確に対応して、所要の施策を実施することとしています。

#### (2) 中小企業等の経営実態等に即した的確な検査の確保

「中小企業等の経営実態等に即した的確な検査の確保」については、本年3月に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」等を踏まえ、重点事項として、

- ① 金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編] の改訂
- ② 借り手企業に対する説明責任の履行状況等の検証

を掲げています。

金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編] については、引き続き、関係者への浸透を図るほか、金融機関及び債務者である中小企業等に対するアンケート調査結果の分析により、その定着状況や残された課題について実態把握等を行い、同別冊が更に中小企業の実態に即したものとなるよう改訂を行うこととしています。具体的には、今後、上記のアンケート調査結果の分析を踏まえ、金融機関等に対してヒアリング等を実施し、改訂すべき点を洗い出すとともに、今後策定される中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の内容等をも踏まえ検討し、平成15年度中には、改訂作業を終了したいと考えています。

また、借り手企業に対する説明責任の履行状況等については、預金等受入金融機関の顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドラインの改正(以下「改正事務ガイドライン」)を踏まえ、その説明責任の履行状況等について検証を行うこととし、その際、取引関係の見直し等を行う場合に、各預金等受入金融機関の営業上の判断に即した説明を適切に行っているか(金



融検査や金融検査マニュアル等を口実とするなど不適切な説明がおこなわれていないかを含む)等について重点的に検証を行うこととしています。

(3) 利用者保護の確保、利用者利便の向上に向けた取組み

「利用者保護の確保、利用者利便の向上に向けた取組み」については、前検査事務年度においても、必要に応じて個々の検査において検証を行ってきたところですが、こうした検査において問題となる事例が見受けられており、また、先述のとおり預金等受入金融機関の顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドラインの改正が行われたところです。

こうした状況を踏まえ、今後金融検査において組織的・統一的に取り組むための態勢整備を行う等の観点から、今般検査基本方針に「利用者保護の確保、利用者利便の向上に向けた取組み」を重点事項として明記したものです。

具体的な検証項目としては、

- ① 説明責任の履行状況等の検証
- ② 忠実義務等の法令等遵守状況等の検証
- ③ 顧客情報管理態勢等の検証
- ④ 苦情等処理態勢等の検証

を掲げています。

(4) システムリスク管理態勢の検証

「システムリスク管理態勢の検証」については、前検査事務年度の基本方針にも掲げたものですが、金融機関においてコンピューターシステムが、業務運営上必要不可欠な基幹的インフラとなっており、システムトラブルの防止の重要性が近年特に高まっていること等に鑑み、引き続き、重点事項として取り組むものです。その検証に当たっては、昨年12月に公表した「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」等を活用することとしています。

(5) 政策金融機関・郵政公社に対する検査の実施

政策金融機関・郵政公社に対する検査については、各機関の特性も踏まえ、自己査定 of 正確性、償却・引当の適切性、内部管理態勢の適切性について、民間金融機関に適用している「金融検査マニュアル」、「保険検査マニュアル」等を用いて検査を実施することとしています。

(6) 業態の特性に対応した深度ある検査に向けた取組み

本検査基本方針においては、上述の重点事項に加えて、金融機関の業態を8つに区分し、各業態の特性に対応した深度ある検査を実施することとしています。

**(基本計画の概要・特色)**

平成15検査事務年度の基本計画においては、預金等受入金融機関325、保険会社15、証券会社等105、その他金融機関(貸金業者20を含む)390のほか、政策金融機関・郵政公社5を実施予定数として掲げています。

本検査事務年度の特色としては、貸金業者の検査実施予定数を前検査事務年度計画対比で30社増加させたことと、政策金融機関・郵政公社に対する検査を開始することです。

※ 「平成15検査事務年度検査基本方針及び基本計画」をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から「[「平成15検査事務年度検査基本方針及び基本計画」の公表について](#)」(平成15年8月18日)にアクセスしてください。また、「金融検査」については、アクセスFSA本号の「[金融便利帳：金融検査](#)」もご覧ください。



## 経営健全化計画の履行状況報告について

早期健全化法に基づき資本増強を行った金融機関については、優先株の消却等を行うまでの間、経営健全化計画の履行状況について報告を求め、これを公表することとされています。

8月7日に、各金融機関より平成15年3月期決算に基づく履行状況の報告がなされ、各金融機関においてその内容が公表されました。金融庁においても集計ベースで公表を行っております。

(注) 経営健全化計画とは、資本増強の申請を行った金融機関に対して早期健全化法第5条第1項に基づき提出を求めるものであり、経営の合理化のための方策等を含んだ4年分の計画となっています。

※ 経営健全化計画履行状況報告（集計ベース）及び各行の経営健全化計画履行状況報告をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「経営健全化計画の履行状況報告について」](#)（平成15年8月7日）にアクセスしてください。

## 経営健全化計画の見直しについて

早期健全化法は、資本増強行において、経営健全化計画とその履行状況を公表することにより、パブリック・プレッシャーの下で金融機関の経営の健全化を促進していくこととしています。この健全化計画については、策定後2年経過したものについて、原則、見直しを行うこととしています。

8月7日に、健全化計画の見直し対象となる21行のうち、6行において新経営健全化計画が策定されました。

他方、当期利益が経営健全化計画対比で大幅に下振れた15行に対しては、8月1日付で収益改善策を含む業務改善計画の策定・履行等を求める旨の業務改善命令を発出して、銀行の収益力の強化を推進することとしました。

この業務改善計画は、経営健全化計画の見直しに織り込まれ、9月19日に15行において新経営健全化計画が策定されました。

以上の新経営健全化計画については、各金融機関においてその内容を公表していますが、金融庁においても集計ベースで公表を行っております。

(注) 経営健全化計画とは、資本増強の申請を行った金融機関に対して早期健全化法第5条第1項に基づき提出を求めるものであり、経営の合理化のための方策等を含んだ4年分の計画となっています。

※ 新経営健全化計画の集計表及び新経営健全化計画等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「経営健全化計画の見直しについて」](#)（平成15年8月7日）及び[「経営健全化計画の見直しについて」](#)（平成15年9月19日発表）にアクセスしてください。





# 事務ガイドライン(「金融監督にあたっての留意事項について(第2分冊：保険会社関係)」)の一部改正について

## 1. はじめに

金融庁では、先の国会において成立した「保険業法の一部を改正する法律」(平成15年法律第39号及び平成15年法律第129号)が施行されることに伴い、8月24日及び9月1日付で事務ガイドラインの改正を行っています。

まず、契約条件の変更を可能とする手続等の整備を内容とする「保険業法の一部を改正する法律」(平成15年法律第129号)が、8月24日から施行されることに伴い、保険会社からの契約条件の変更の申出要件等について、行政当局としての留意点を、8月24日付で事務ガイドラインに規定しました。

同日付で、既に実務上対応が行われていました保険会社のオフサイト・モニタリング、早期警戒制度及び早期是正措置についても、事務ガイドラインを整備し、これらの制度の運営について明確化することにしました。また、保険募集人等の登録手続きの簡素化を内容とする「保険業法の一部を改正する法律」(平成15年法律第39号)の未施行分が、9月1日から施行されることに伴い、登録申請書に住所の記載を不要にすること等、9月1日付で事務ガイドラインを改正しました。

## 2. 具体的な内容は以下のとおりとなっています。

### (1) 契約条件の変更について

#### ① 契約条件の変更の申出の承認

「現時点では保険業の継続が困難である状況にはないが、将来の業務及び財産の状況を予測した場合に、契約条件の変更を行わなければ、当該保険会社の財産をもって債務を完済することができないなど、保険業の継続が困難となりうるものが合理的に予測できること」を申出要件とし、当該予測の策定方法について考え方を示しました。

#### ② 保険調査人の選任

契約条件変更の申出を承認した場合には、契約条件変更の内容等を調査させるため、原則として、すみやかに、アクチュアリー、公認会計士、弁護士のそれぞれから、保険調査人を選任することとしました。

#### ③ 契約条件の変更の手続を進める場合における保険会社の対応

保険会社が、経営改善の取組み、基金・劣後ローンの取扱い、経営責任に関する事項、契約者配当等に関する方針を、株主総会等及び保険契約者に明確に説明することとしました。

#### ④ 契約条件の変更に係る承認

株主総会等での手続きが適正に進められていること、特定の保険契約者に著しく不公平でないこと等の他、「当該保険会社において、十分な経営改善方策が講じられ、当該方策及び株主総会等において決議された契約条件の変更により、保険業の継続が困難となる蓋然性が解消される見込みであること」を承認の要件としました。

### (2) オフサイト・モニタリング、早期警戒制度及び早期是正措置の運用について

保険会社のオフサイト・モニタリング、早期警戒制度及び早期是正措置について、預金取扱い金融機関と同様、事務ガイドラインを整備し、これらの制度の運用について明確化を図りました。

### (3) 募集人登録、変更届出等に係る手続きの簡素化

生命保険募集人、損害保険代理店及び保険仲立人の登録事項を「住所」から「生年月日」へ変更したことに伴い、登録申請書に住所の記載を不要にすること等、所要の見直しを行いました。

※ 本文等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「事務ガイドライン」から「事務ガイドラインの一部改正に関する報道発表」に入り、「第二分冊：保険会社関係」の[「平成15年8月22日 事務ガイドライン\(「金融監督にあたっての留意事項について\(第二分冊：保険会社関係\)」\)の一部改正について」](#)及び「平成15年9月1日 事務ガイドライン(「金融監督にあたっての留意事項について(第二分冊：保険会社関係)」)の一部改正について」にアクセスしてください。



## 竹中大臣の中国（香港・深圳（シンセン））訪問について

竹中大臣は、8月28日から30日にかけて、中国（香港・深圳）を訪問し、董建華香港特別行政区行政長官、ジョセフ・ヤム香港金融管理局総裁等と会談を行ったほか、深圳経済特別区等を視察しました。

一連の会談においては、我が国と香港の経済の現状、構造改革の進捗状況等について意見交換を行い、竹中大臣の説明に対し、先方からは、我が国の構造改革の成果が実を結びつつあることを歓迎する旨の話がありました。

また、経済特別区として経済発展が著しい深圳では、現地に進出している日系企業の視察等を行い、関係者の生の声を聞く機会にも恵まれました。

今回の訪問は、アジアの金融センターの一つであり、中国華南地方への拠点としても重要な香港の政府要人との相互理解を深めるという観点からも、有意義なものであったと考えられます。



## 【ピックアップ：中小企業金融】

### 「中小企業金融に関するタウンミーティング イン 京都」の開催について

去る、8月24日（日）、いわゆる「貸し渋り・貸し剥がし」問題への対応の一環として、借り手である中小企業の事業主をはじめとする国民の生の声を金融担当大臣等が直接聞くとともに、中小企業金融の円滑化に向けた政府の取組みを説明すること等を目的として、京都においてタウンミーティングが開催されました。

当日は、竹中金融・経済財政政策担当大臣、西川経済産業大臣政務官のほか、借り手側から中小企業経営者2名（辻理氏（株）サムコインターナショナル研究所代表取締役社長、鈴木文雄氏（アーベル・システムズ）代表取締役）、貸し手側の都市銀行・地方銀行からそれぞれ1名（三木繁光氏（株）東京三菱銀行頭取、柏原康夫氏（株）京都銀行頭取）、有識者1名（多胡秀人氏（ブラクストン）株顧問）の計7名が出席し、パネル・ディスカッションを中心に議論が行われました。

今回は、他のタウンミーティングとは趣向を変え、参加人数を小規模にすることにより、参加者と face to face で向きあえるよう企画されており、またパネルディスカッションの様相を後日テレビで放映するなど、これまでにないユニークな形式となりました。

#### <政府側から>

タウンミーティングにおいては、まず竹中大臣よりリレーションシップバンキングの機能強化に向けた取組みについて話がありました。

「これまで日本銀行は、毎年20%位のベースマネーを増やしてきましたが、銀行から先には約2%位しか増えていません。これは金融の仲介機能が不良債権等によって低下していることを意味しています。しかし、不良債権比率は着実に低下し始めました。このペースで低下を続けていけば、約2年後には、日本の不良債権比率を、これまでの半分からいの水準、かなり正常な水準に近づけることができるという目処がたってきた状況にあると思います。

一方、大手銀行以外の地域金融機関、中小金融機関に対して不良債権をこれだけ減らせという目標を掲げているわけではありません。地域に根ざした金融機関というのは、取引先との間柄、関係を重視して、数字には表れないような定性的な情報に基づいてしっかり地域の企業を再建・再生して、それによって、自らの不良債権も減らしていく、というように大手銀行とは少し違う方針を明確に打ち出しています。地元の企業の再建に、コンサルティングのような相談の機能をしっかりやる、取り引きの中身についても、しっかり話し合いながら進めていくことを期待しています。」

次に西川経済産業省政務官より中小企業政策についての説明がありました。

「日本の企業の大半は中小企業であり、それが元気がなく、切り捨てられると産業全体が大変になります。制度、政策の充実を図っていきたくて考えていますが、特にセーフティネットの問題については万全を期してきました。具体的には、昨年度の補正予算で約4,500億を確保し、セーフティネットの拡充を行ってきました。更には、今年2月に借換保証制度を創設し、約3兆円の実績をあげています。また、企業再生支援問題については、46都道府県において中小企業再生支援協議会を創設しております。また、創業のための実践的研修である「創業塾」を設けるほか、無担保・無保証・第三者保証人なしで550万円まで融資を受けることができる「新創業融資制度」も創設しており、人材面・技術面・資金面など多面的に後押しをしていきたいと考えています。」

#### <借り手側から>

これに対して、借り手である中小企業の経営者からは、

- 中小企業金融分野は利幅が大きくリスクの少ない非常に魅力ある分野である。
- 金融機関には企業に対する目利きをしっかりとしてもらいたい。



- 企業の成長段階や状況に応じて資金需要も異なる事実を金融機関に理解してもらいたい。
  - 知的財産を評価するような新しい融資を導入してもらいたい。
- といった意見がありました。

### <貸し手側から>

都市銀行からは、

- 中小企業と個人の貸出で全体の6割から7割を占めている。
- 中小企業向け融資は全体の貸出残高として増えてこないが健全な取引先への貸出は増えている。
- 貸出増加に向けて貸し起しや新規事業の発掘に取り組んでいる。
- 金利水準については十分説明するようにしている。
- 企業のコンサルタント役となるなどの取組みを行っている。

また、地方銀行からは、

- 地元産業への積極融資をしている。
- 貸出しのほとんどは中小企業融資である。
- 返済可能な取引先への貸し渋りはありえない。
- ベンチャーへの投資ファンドを設けるほか、企業再生のコンサルタントや企業の目利きのできる体制の構築に取り組んでいる。

との取組み等についての話がありました。

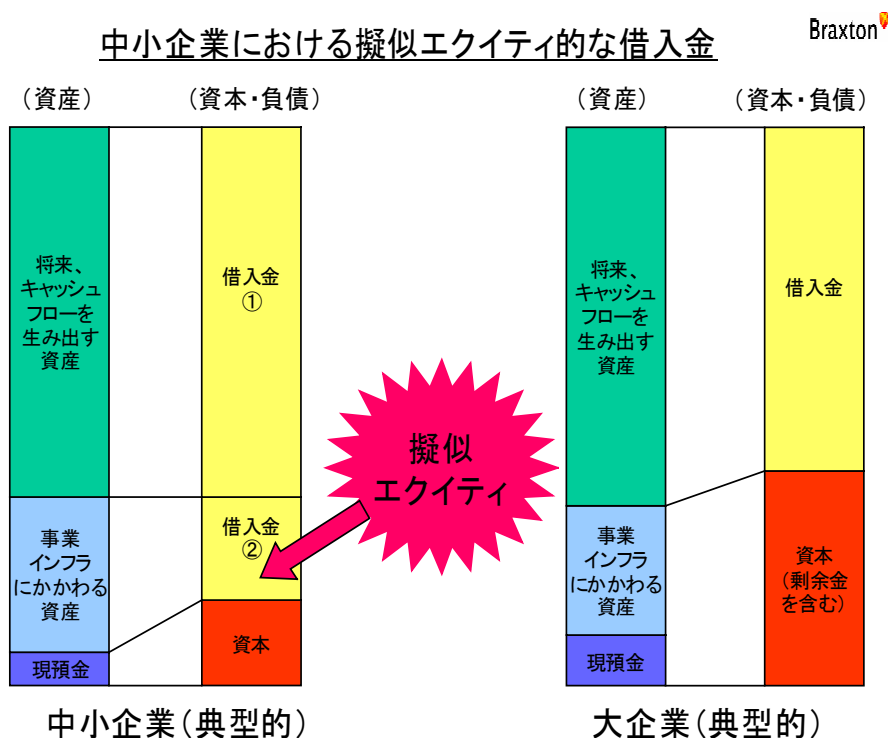
### <有識者から>

更に、有識者からは、図1、2等により

- 中小企業金融には、本来自己資本であるべきものを融資で対応してきた部分があるが、この部分についてはキャッシュフローを前提とする融資と分けて考える必要がある。
- これらが混在して議論されているために貸し渋りや貸し剥がしの問題を分かり難くしている。

との指摘がありました。

図1



## 貸し渋り・貸し剥がし問題の本質

「どちらの中小企業金融か」で論点はまったく異なる！

### 将来予測されるキャッシュフローを前提とした融資

- ① 無担保・無保証での融資に向かって更なる踏み込みを！
- ② バブル期、ポストバブル期に失われたものは大きい(融資スキルの低下)
- ③ 金融機関側の努力不足は否めない
- ④ リレーションシップバンキングの機能強化(ワーキンググループでの議論)の本質でもある

### 擬似エクイティ的な融資

- ① 本来は企業が自己出資、もしくは他人出資を募るべきもの
- ② 民間金融機関である以上、経済合理性に則ってビジネスをおこなうべき
- ③ 担保・保証の不足部分を無担保・無保証で融資実行することは難しい
- ④ 「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」で今後の取り組み検討
- ⑤ 政府系金融機関などの公的信用補完の活用(中小企業政策としての視点)……この場合には、民業圧迫ではない

### <フリーディスカッション>

フリーディスカッションの場においては、創業時における資金調達、金融機関の融資における企業に対する目利き能力、企業再生の問題について議論され、以下のような意見等がありました。

(借り手側の意見)

- 創業期の経験に基づき、融資に至るスピードが遅い。
- マニュアル的な格付けだけでなく、経営者の人的要素に対する評価もして欲しい。
- 日本の大企業の実績主義もあり、創業時に特許などの価値を評価してもらうことが難しい。

(貸し手側の意見)

- 自動審査・無担保融資等によるスピードアップや企業に対する目利きのできる人材の育成を行っている。
- ベンチャー創業時にはベンチャーキャピタル等による対応が必要。

(竹中大臣からのコメント)

- 本来はベンチャーキャピタルが担わなければならない役割を銀行が過度に期待されている面があるのではないか。
- このため、銀行とベンチャーキャピタルとの競争、銀行同士の競争といった制度間の競争が必要。こうした競争過程を金融庁としてしっかり作っていきたい。
- 企業再生などにあたっては、金融機関や税理士、弁護士、公認会計士など専門家を結集するなど、社会全体の資源を総動員する仕組みが必要。

### <会場参加者と大臣等との対話>

(会場からの質問)

- 自己資本比率は日本の実情にあったものとすべきではないか。

(竹中大臣の回答)

- 自己資本比率の規制は国際的な合意に基づいて行われているもの。むしろ、日本は諸外国に比べて柔軟に適用を行っており、国内業務を行う銀行に対しては8%ではなく4%という低い水準を設定している。



(会場からの質問)

- 社員だけが買える特別株を作って会社の資本に充当し、この株の相続税を無税にしたらどうか。

(竹中大臣の回答)

- 特別株を作ることは、国の政策ではなく、会社でやればよいと思われるが、税の優遇については公平性の観点から問題があるかもしれない。

(会場からの質問)

- 「ものづくり」のための制度金融を創設すべきではないか。

(竹中大臣の回答)

- ものづくりをしているよい会社に対しては銀行が喜んで融資をしていくと思われ、今の金融、不良債権処理を進めて日本の金融全体を元気にしていく中で解決できる問題ではないかと思われる。

なお、当日の様子は、KBS京都、MXテレビ、CS朝日ニュースターで録画放映されました。

- ※ 金融庁における中小企業等への金融の円滑化を図るための様々な取り組みについて、詳しくは、アクセスFSA第9号の[「中小企業金融特集」](#)をご覧ください。
- ※ 小泉内閣メールマガジン第110号の「大臣のほんねとーく」には、本タウンミーティング等についての竹中大臣の寄稿文が掲載されていますので、首相官邸ホームページの「小泉内閣メルマガ」コーナーから「バックナンバー」の[「【2003/09/18】第110号 規制改革を進めています」](#)にアクセスしてみてください。



## 【法令解説】

このコーナーでは、先に閉会した第156回国会で成立した金融庁関連の法律について、その経緯や内容を詳細に説明します。本号は、「証券取引法等の一部を改正する法律（証券市場の構造改革）」についてです。

### 証券取引法等の一部改正の概要について

先般、証券取引法等の一部改正が行われ、①有価証券の販売経路の拡充・多様化を図る観点から証券会社等の委託を受けて顧客との仲介を行う証券仲介業制度を創設するとともに、②証券会社等について信頼性の向上を図る観点から主要株主ルールの整備を行うほか、③我が国取引所の国際競争力の強化と流動性の向上を図る観点から取引所の持株会社制度を導入するなど、多岐にわたる内容が盛り込まれた。本稿においては、この証券取引法等の一部改正の概要等について紹介します。

#### 改正の背景・経緯等

我が国の証券市場においては、間接金融から直接金融へのシフトに向けて、個人投資家の証券市場への参加を促進するためのインフラ整備など、構造改革を一層推進していくことが喫緊の課題です。

こうした認識の下、金融庁は、昨年8月6日に、「証券市場の改革促進プログラム」を公表し、①誰もが投資しやすい市場の整備、②投資家の信頼が得られる市場の確立、③効率的で競争力のある市場の構築という三つの柱に沿った包括的な取組みを定めました。その後、金融審議会（会長：貝塚啓明中央大学教授）の金融分科会第一部会（部会長：神田秀樹東京大学法学部教授）において、同プログラムに盛り込まれた内容を中心として精力的な議論・検討が積み重ねられ、昨年12月16日に、制度改正についての具体的提言を盛り込んだ報告書「証券市場の改革促進」がとりまとめられるに至りました（注1）。

政府は、この報告書を受け、法律改正を要する事項について立法作業を進め、証券取引法、外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（以下「投資顧問業法」という）その他の関係法律の整備を内容とする「証券取引法等の一部を改正する法律案」をとりまとめ、本年3月14日に第156回国会に提出しました。同法案は、5月13日には衆議院、5月23日には参議院でそれぞれ可決・成立し、5月30日に公布されました（平成15年法律第54号）。

以下、今般の証券取引法等の一部改正（以下、「法改正」という）の概要を項目毎に順次紹介する。なお、改正法の施行日は、協同組織金融機関による有価証券売買等の書面取次の解禁（後述）に係る改正部分について本年6月30日に施行されたほかは、原則として平成16年4月1日とされています。

#### 1. 証券取引法の一部改正

##### (1) 証券仲介業制度の創設

現行法において、証券業務は、内閣総理大臣の登録を受けた株式会社である証券会社等のみが行うことができることとされています（証券取引法二八条等）。しかし、証券会社等の店舗網は限られているため、今般の法改正において、業務を証券取引の仲介に限定した証券仲介業を新たな証券業種として創設し、銀行等の金融機関以外の者は、個人、法人を問わず、内閣総理大臣の登録を受けてこれを営むことができることとすることにより、投資家が証券取引を行うことのできる場の拡充・多様化を図ることとしました（図1参照）。

具体的には、証券会社等の委託を受けて有価証券の売買の媒介等の証券仲介行為を当該証券会社等のために行う営業を証券仲介業と定義し（同法2条11項）、その主体である証券仲介業者については、内閣総理大臣の登録に当たって、登録申請者（登録申請者が法人である場合はその役員を含む。）に過去に行政処分歴・犯罪歴がないか、証券仲介業を適切に遂行することができる知識及び経験を有しているか等を確認するほか（同法66条の5）、証券仲介業者の役員・使用人のうち勧誘行為を行う者については、外務員登録を受けなければならないこととします（同法66条の23におい

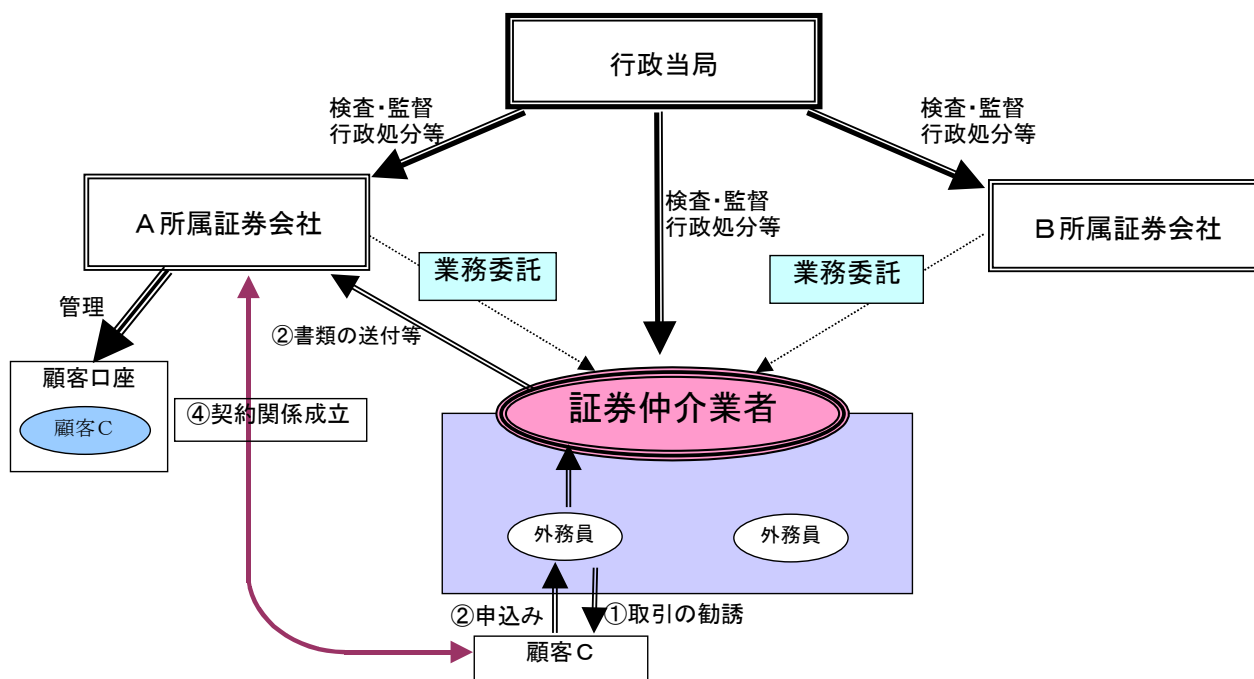


て準用される 64 条) など、一定の資質を求めることとしました。

また、証券仲介業者の業務について、証券仲介業者は顧客から金銭又は有価証券の預託を受けてはならないこととする(同法 66 条の 12) ほか、勧誘行為等について証券会社と同様の行為規制を課すこととしており(同法 66 条の 13)、さらに、証券仲介業者に業務の委託を行う証券会社等が委託先の証券仲介業者が顧客に加えた損害を賠償する責めを負うことを明確化する(同法 66 条の 22) など、法令遵守や投資家保護に配慮した仕組みとしました。

証券仲介業者については、登録制の下で監督制度が整備されており、当局による報告徴求や立入検査権限等が定められています(同法 66 条の 18、66 条の 20 等)。

(図1)



## (2) 証券会社の主要株主ルールを整備

証券会社については、これまでも様々な行為規制や役員の適格性のチェック等を通じて、信頼性の確保が図られてきましたが、証券市場に対する投資家の信頼を確立する観点から、今般の法改正において、証券会社の経営に影響力を有する主要株主について、その最低限の資質が確保されるよう、不適格者を排除できる制度を整備することにより、証券会社の信頼性の一層の向上を図ることとしました。

具体的には、証券会社の原則として 20 パーセント以上の議決権の保有者を主要株主と定義し(証券取引法 28 の 4 第 2 項)、証券会社の登録の際に、当局が主要株主の適格性(過去の行政処分歴、犯罪歴等)を確認する(同条 1 項)ほか、登録後に主要株主となった者は、議決権保有割合、保有の目的等を記載した届出書を提出するとともに、自らが適格者である旨の誓約を行わなければならないこととしました(同法 33 条の 2)。

また、主要株主が不適格者である場合には、当局が株式売却命令その他の当該主要株主が主要株主でなくなるための措置等をとることを命ずることができることとし(同法 33 条の 3)、主要株主ルールの趣旨に照らして必要な範囲において主要株主に対する当局による報告徴求や立入検査権限も定められています(同法 59 条 2 項)。

## (3) 協同組織金融機関による書面取次の解禁

銀行等の金融機関については、原則として証券業務を営むことが禁止されていますが、顧客の書





面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等を行う書面取次業務については、預金の受入れに伴う顧客サービスの一環として、銀行に対してのみ認められてきました。

今般の法改正においては、有価証券の販売経路の拡充・多様化を図る観点から、預金受入れ業務において一定のシェアを占めることとなった協同組織金融機関に対しても書面取次業務を解禁することとしました（証券取引法 65 条 1 項）。

#### （4）証券取引所の持株会社制度等の導入

近年、国際的な市場間競争が激しさを増す中で、海外においては取引所間の提携が急速に進められてきているのに対し、我が国の証券取引所については、何人も株式会社形態の証券取引所の議決権について 5% を超えて取得・保有することが一律に禁止されてきたため（旧証券取引法 103 条）、取引所間の資本提携は殆ど不可能でした。そこで、我が国証券取引所の国際競争力の強化と流動性の向上を図る観点から、今般の法改正において、このような現行の株主ルールを見直すとともに、取引所の持株会社形態や親子会社形態による提携を可能とするための制度を整備することとしました。

具体的には、まず、証券取引所の株主ルールについて、現行の議決権保有制限を改め、証券取引所の公正性・中立性・信頼性を確保するため、過半数の議決権の取得・保有を原則として禁止する一方、証券取引所の主要株主（原則として 20 パーセント以上の議決権保有者）について不適格者を排除するための認可制を導入するなど、新たな株主ルールを導入することとしました（証券取引法 103 条～103 条の 3、5 章 2 節 2 款 2 目）。

その上で、こうした新たな株主ルールの下で持株会社形態による取引所間の資本提携を可能とするため、専ら証券取引所の経営管理に専念するものとして設立等につき当局の認可を受けた証券取引所持株会社については、証券取引所の議決権の過半数保有禁止の例外とする証券取引所持株会社制度を導入しました（同法 103 条 1 項ただし書、5 章 2 節 2 款 3 目等）。証券取引所持株会社については、当局による報告徴求や立入検査権限等を定めるなど監督制度を整備する（同法 103 条の 27、106 条の 28）ほか、証券取引所に対する株主ルールが僭脱されないことがないよう、証券取引所と同様の株主ルールを設けることとしました（同法 106 条の 14～106 条の 22）。

なお、証券取引所持株会社及び証券取引所の子会社については、証券取引所の財務の健全性や取引所の運営の公正性の確保等の観点から、証券取引所の業務とそれに関連する業務を行う会社に限ることとし、個別の認可を通じて関連業務を営む会社の適格性をチェックすることとしています（同法 87 条の 2 の 2、106 条の 24）。

## 2. 外国証券業者に関する法律の一部改正

我が国の証券取引所が国際的な市場間競争に適切に対応し、積極的な海外展開を行うことが必要とされる中で、我が国の証券取引所が、海外の取引所が行っているのと同様に、海外の証券業者に端末を設置し、その上場商品を国外から直接発注させる業務展開を図ることを可能とする必要があります。

そこで、今般の法改正において、取引所取引における外国証券業者の支店設置義務を見直し、不正取引の防止に配慮しつつ、外国証券業者が、国内に支店を設置することなく、我が国の取引所市場の取引参加者となって直接発注することを可能とする制度を整備することとしました（図 2 参照）。

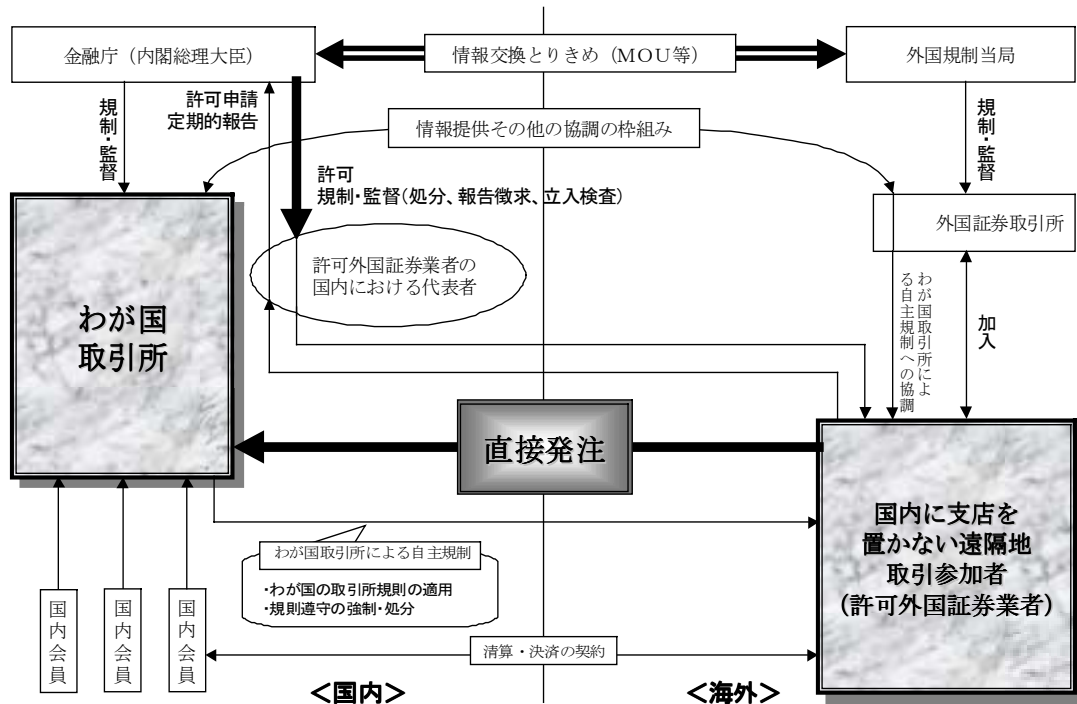
具体的には、このような外国証券業者による我が国取引所市場への直接参加を許可制の下で認めることとし、許可を受けた外国証券業者について所要の監督制度を整備し、当局による報告徴求や立入検査等の権限を定めました。

さらに、当局や我が国証券取引所の自主規制による監督・監視の実効性を確保する観点から、当該外国証券業者について、国内に代表者を置くことを義務付け、また、許可に当たっては、①当該外国証券業者を監督・監視する外国規制当局から必要な情報の提供が受けられる体制が整備されていること、②当該外国証券業者が加入している海外の証券取引所が情報提供等を通じて我が国証券取引所による自主規制をサポートする仕組みが整備されていることなどを要件として求める、という枠組みを構築することとしました（外国証券業者に関する法律 13 条の 2～13 条の 5、24 条 4 項、31 条 3 項等）。



こうした枠組みの提供は、我が国証券取引所が取引所間で相互に相手方取引所の会員等を自らの取引所の会員等として取引を認める、いわゆるクロス・メンバーシップ方式により海外取引所と連携することも可能とするものであることから、我が国の取引所市場の流動性の向上と国際競争力の強化に資するものと考えられます。

(図2) 許可外国証券業者制度の仕組み



### 3. 投資顧問業法の一部改正 (投資一任業務等の兼業に係る規制の適正化)

平成10年に行われた金融システム改革の際、証券会社の手数料依存の経営体質からの脱却を図る等の観点から、ラップ口座(注2)など、証券会社の資産管理型営業への移行を図ることとし、その投資一任業務等の兼業を解禁したところです。しかしながら、その後、証券会社の資産管理型営業への移行は進んでおらず、その一因として、証券会社の投資一任業務等の兼業に係る規制が実態にそぐわない面があるとの指摘が見られたため、今般の法改正において、その適正化を通じて証券会社の資産管理型営業への移行に向けた環境整備を図ることとしました。

具体的には、証券会社の投資一任業務等の兼業に係る規制として課されている自己売買に係る書面の顧客への交付義務が過大な負担となるおそれがあるほか、証券会社は専業義務を課されている投資一任業務等を兼業することにより、証券業以外の業務を営むためには兼業承認が必要となることなどの問題点に対応するため、①証券会社の自己売買部門と投資一任業務部門の間に厳格なファイアーウォールが整備されている等、不正行為が発生しないような体制が整備されていると認められる場合には、自己売買に係る顧客への書面開示義務を免除するとともに、②証券会社に自己資本規制が課せられていること等を踏まえ、証券会社が投資一任業務等を営む場合には、届出により証券業以外の業務を兼業できることとしました(投資顧問業法23条の2、31条の2)。

### 4. その他

紙幅の関係で詳細は省略しますが、今般の法改正においては、その他海外取引所端末の国内設置に係るルールの明確化、信託銀行に係る投資一任業務の解禁、認可投資顧問業者や投資信託委託業者に対する証券会社と同様の主要株主ルールの導入等の措置が講じられたところであります。



- (注1) 今般の証券取引法等の一部改正に盛り込まれた制度改革の具体的・個別的な検討は、金融審議会金融分科会第一部会の下に新たに設けられた「市場仲介者のあり方に関するワーキング・グループ」(座長：吉野直行慶應義塾大学教授) および「取引所のあり方に関するワーキング・グループ」(座長：池尾和人慶応大学教授) において主に行われました。
- (注2) ラップ口座とは、顧客が一定額以上の資産を証券会社に預託し、その資産の運用・管理に対する報酬を資産残高に応じて一括して支払う仕組みであり、米国で広く普及しています。

(文中意見にわたる部分は筆者の私見です。 金融庁総務企画局市場課課長補佐 一松 旬)

※ 改正法をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「国会提出法案」から「第156回国会における金融庁関連法案」に入り、[証券取引法等の一部を改正する法律\(平成15年3月14日提出、平成15年5月23日成立\)](#) にアクセスしてください。



# 電子金融事情見聞録 アジア編

— 1 研究官の目を見た世界の電子金融事情 第2弾 —

金融庁総務企画局政策課

金融研究研修センター 研究官

杉浦 宣彦

## 1. はじめに

読者の皆さん、ご無沙汰しております。研究官・杉浦です。数ヶ月前『アクセスFSA』に欧州編を書きましたが、その時からでも、わが国の電子金融、とりわけ、電子マネーに関しては最近ニュースが増えましたね。JRのSuicaやソニーのEdyはこれからどう発展していくのでしょうか。直近では、ポイントを巡る話しも出てきて、だんだん日本国内の状況も変化してきているなど感じています。そこで、電子マネーの法律問題については、先日、片岡弁護士と私で「[電子マネーの将来とその法的基盤](#)」という論文を金融研究研修センターのディスカッションペーパーとして公表いたしました。やや専門的な論文ですが、ご興味がある方は、ぜひ、金融庁[金融研究研修センターのホームページ](#)へアクセスしてみてください。また、ポイントについての現在の法的問題点については、『金融財政事情』の7月21日号に私見を書かせていただきましたので、併せてご覧ください。

さて、今回は、アジア編ということでわが国でも直接に参考になるのではないかとと思われる交通カード連携型電子マネーがあるアジア諸国、香港と韓国の事例をご紹介します。（なお、前回同様、文中の意見にわたる部分は筆者の個人的な意見であり、金融庁とは関係ありません。また、それぞれの国の事情についても、筆者の印象等も含まれ、事実認識にも多少誤認があるかもしれませんので、そのあたりはお汲み取りいただいた上で、お読みいただければと思います。）

## 2. 香港国際空港を降りてみると・・・(香港電子マネー事情)

一時期SARSで大混乱の香港でしたが、最近、また観光客が戻り始めたようですね。さて、ここからは、少し、旅行ガイド的にいきましょうか。英国のノーマン・フォスター卿の設計した広い空間のある到着ターミナルに出ると、まったく階段を使わずに、鉄道・バス等の乗り場へと向かえます。おいしい中華料理をすぐにでも食べたいあなたは、まっすぐ乗り場へ向かってしまうでしょうが、そこで、ちょ、ちょっとまって！ 乗り場へ行く通路の少し手前に、香港の交通機関のほとんどの料金支払が可能なストアード・バリューカードであるOctopus Card（オクトパスカード）を買っていきましょう。（3日間有効の観光客用のものも用意されています。）買ってみると、まず、非常にシンプルなデザインでICカードということもあり、JRのSuicaと同じくらいの厚みがありますが、なんだか少々薄汚れているような・・・。（実は、最初に運用されてからもう6年になりますから。）それはさておいて、早速利用してみましょ。あなたの目の前には、最高時速130キロで九龍、香港島セントラル地区へ連れて行ってくれるエアポートエクスプレスが止まっています。改札で、JR東日本のSuicaと同じように、かざしてみましょ。まったく同じように改札を通過できます。約25分の旅で香港駅へ到着。さあ、街中へ出てみましょ。それにしても、2階建てバス、ミニバス、トラムに地下鉄、うーん、いろいろあるけど、いちいち切符買うのも・・・、そう、そこはご心配なく。香港のほとんどの交通機関（タクシーは除く）はオクトパスカード対応です。そういえば、のどが渇いてきたなあ・・・。でも、あまり硬貨のおつりは欲しくないなあ。これもご心配なく、駅のキオスクや大手スーパーやコンビニでも使えます。この便利さになれたあなたは、すっかりオクトパスカードのファンに・・・。でも、ちょっと使いすぎちゃって、あと、数香港ドルしか、バリュー（電子価



値)がない! そういったときもあわずに、E d yを日本で使っている人ならいつもやっていますよね。そう、お店や地下鉄の駅で追加バリューを入れる(チャージ)ことができます。(当地に住んでいて、銀行口座からの引落とし契約があれば、銀行のATMでもチャージできますし、オートチャージ機能がついているので、価値が少なくなっても、改札時等で、自動的に一定額の価値をオートチャージしてくれます。)

さて、ここまでは、ガイド風でしたが、いったいこのカード、誰が出しているのでしょうか。実は、このカードは、Octopus Card Limited という会社が発行しているのです。会社名は、一般の株式会社みたいですから、このカード、もしかして、日本のプリペイドカードと同じでは、と思うのが普通の人の感覚ですよ。ところが、この会社、実は、金融機関です。香港の銀行ライセンスは、簡単に言うと、三つあるのですが(①免許銀行、②制限付き免許銀行、③預金預り機関)、この会社は③の預金預り機関の免許を持つ銀行です。1997年にこのオクトパスカードのサービスが開始されたときは、交通機関だけの利用だったのですが、約4年ほど前からカードの利用範囲が物販に拡大されたのを機会に、電子的価値を利用者から預かっているのは、預金を取っているのと同じことなのではないかという考え方のもと、銀行免許を取ることになったのです。香港には、預金保険はありませんが、それゆえに、銀行の経営状況については従来、非常に厳しい経営基準が設けられています。(また、一般市民も過去数行の破たん事例を見て、金融機関の経営リスクに関して自分達の見方・考え方を持っています。)また、検査も監督機関である香港金融監督局により、ほぼ毎年行われており、四半期ごとの財務諸表の提出等が義務づけられています。(従って、逆に、日本の前払式証票規制法のような未使用残高に対する供託金制度のようなものはありません。)

この発行体を金融機関とするやり方は、わが国の今後の電子マネー発行業者の監督方法を考えた時、一つの示唆になり得るものだと思います。ただ、既にデビットカードやクレジットカードによる決済がかなり一般化している香港では、まだ、物販でオクトパスカードが使われる回数は、全体の5%前後ではないかと言われています。オクトパスカードが交通カードから本当の意味での電子マネーになれるのかについては、今後の動向に注目していきたいと思います。

(なお、オクトパスカードについて詳細を知りたい方は、オクトパスカード社のホームページ([www.octopuscards.com](http://www.octopuscards.com))をご参照ください。)

### 3. クレジットカードそれともプリペイドカード? (韓国電子マネー事情)

韓国の電子マネー事情については、これまでも様々な媒体で紹介されてきましたが、実態はどうなのでしょう。

やはり韓国も交通機関を利用する人の多くが、何らかのカードを持ち、交通機関を利用しています。その利用も急速に拡大していて、韓国銀行等の統計を見てみると、2003年の6月、4百万枚程度が発行され、64億ウオンの発行残高があるのですが、昨年の同時期と比較しても、枚数ベースで57%程度、残高では、実に2倍強になっています。現在、発行機関としては、18の金融機関があり、そのうち13が銀行で残りは、クレジットカード会社になっています。また、利用件数も今や1日51万件を数え、利用金額は、1日平均4.7億ウオン(これも昨年度比では約2倍)にもなっています。このうちの大半は、交通カードとして利用されており、具体的な割合は不明ですが、まだまだ、ショッピングモール等で使われている量は限られているようです。

ここまでだと、一見、順調そうですが、韓国の電子金融をめぐる状況は、今年、大きな転機を迎えているように見受けられます。現在、電子マネーの様式は政府主導のK-Cashを含め、5種類の電子マネー様式(他にMondex、Visa Cash、MYbi、A-Cash)があり、やや乱立気味です。他に携帯電話会社発行の提携カードの発行が目立ちますが、とにかく複雑な状況です。乱立と複雑さの象徴は、まさにソウル市内の交通機関での決済を見ればわかります。ソウル市内の地下鉄は、現在は、後払式(要はクレジット払い)の非接触型ICカードが利用できるのですが、バスは、前払式プリペイドカードになっています。また、各都市(よく取り上げられるのは、南部のプサン市に程近い金海市の例ですが)毎で、違うシステムが運営されており、それぞれのカードシステムは、独立していて相互間の利用はほとんどできず、しかも基本的にはICカードであっても交通カード(もっと言えば、バスカード)として運営されているという現実があります。この段階で既に前払い・後払い、それに、ソウル首都圏と地方とで差が出てしまっていますが、最近ではインターネットを利用したネットワーク型電子マ



ネーも登場し、その価値充填方法についても従来のクレジットカードや銀行振込による価値充填方式から、モバイル・有線電話決済という、まさに電話料金との合算式まで登場しており、非常に多種のものが複雑に存在しているという状況です。最近、ソウル市が主体になって、これらの機能を一体化させた電子マネーの導入を進めていくと発表しましたが、これも、現在ではそれぞれの機能を別々の会社が運営している状況で、統合するまでにはかなり時間がかかりそうな状況です。

こんな中、韓国のこの秋の国会では、『電子金融取引法』の制定に関する審議がスタートしようとしています。この法律は、電子マネーを含む電子金融取引の定義を確立し、その運営者（オペレーター）の参入資格や健全性維持のための規制を定めるものです。厳しい参入規制はあるものの、電子金融という枠組みを通じて、一般業者の金融業への参入を認めた形になっており、この法律が施行されてから、韓国の金融界がどのように変わっていくのか注目されるところです。（なお、この新しい法律については、法律案の条文の日本語訳も入れた形で、『韓国における電子金融法制—「韓国電子金融取引法（案）」と日本法制への示唆』という論文を私と徐専門研究員とでまとめました。

詳細を知りたい方は、金融庁ホームページの金融研究研修センターのページから「研究成果：平成15年度ディスカッションペーパー」のうち、[「電子マネーの将来とその法的基盤」\(2003.8.28\)](#)をご覧ください。）

#### 4. 終わりに

以上、アジアの電子金融事情をご案内しましたがいかがでしたか？今回は、2つの国・地域についてのみ取り上げましたが、他の地域でも似たようなプロジェクトが開始・計画されており（例：シンガポール、マレーシア等）、今後もアジア全体で電子マネーが普及していくことは間違いなさそうです。ただ、一部の国々では、個人のIDカードのICカード化に伴い電子マネー機能が付加されたりしたケースもあり、個人情報の管理についてどのように行なうのかとか、全体のセキュリティは大丈夫なのか等、今後も検討すべき課題は多いように見受けられます。よく計画だけは出てくるいわゆる国をまたがった利用（クロスボーダー型）についても、アジアの場合、各国間での法や規制の仕方に差がかなりあることや、双方の技術力の差が大きい場合が多く、実際に実施しようとするに相当に克服しなくてはならない壁があるように思われます。また、アジア諸国の一部での個人IDと電子マネーを結びつけるプロジェクトについても、日本でも例がないとはいえないものの、やはり、かなり国家主導で行なわなくては無理で、民間主体でこの分野を伸ばしていこうとしている日本の状況から考えると、違和感がないわけではありません。ただ、今回取り上げたこの2つの国の事例は、まさに、これからわが国で起こりうるであろう事と類似していると考えられ、今後もこれらの動きを注意深く見ていきたいと考えています。（なお、本稿と関連して、特に、韓国の状況について地域の文化・習慣面まで加味したユニークな視点で書かれているものに、国立情報学研究所の岡田仁志助教授の『サーバー社会の商取引・コマース&マネーの法と経済』2002年3月（丸善）があります。幅広い視点で電子マネーの問題を考えてみたい方は、是非、ご一読ください。）

これまで、電子金融、とりわけ、電子マネー関連の各国の状況についてご案内してきました。それら海外での状況やわが国の法制度と現在の状況を比較・参考にしながら書いたものが、今回冒頭に紹介しました『電子マネーの将来とその法的基盤』論文ですが、現在、さらに電子決済システムの導入がこれまでの決済をめぐる法理論へどのような影響を与えるのかについて論じる新しい論文を執筆中です。今後も適時、金融庁金融研究研修センターのホームページで公開していきますので、ぜひお読みになっていただき、ご感想・ご意見等うかがえれば幸いです。



## 【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、金融を巡る時々の旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっと沢山ご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの[「記者会見概要」](#)のコーナーにアクセスしてください。

**Q： 産業再生機構において第一号案件が発表されましたが、どのように評価していますか？ また、一部に「同機構が積極的に利用されていない」との声もありますが、どう考えていますか？**

A： 非常に厳しい時間的制約の中で、これだけの第一号、第一陣案件を取りまとめたこと、これは大変ご苦勞があったらと思うしております。これは第一陣でありますから、再生機構の本来の趣旨を發揮すべく、更に今後、我々としては事態の進展を期待しています。

そういう観点からは、我々としても銀行に対してこの再生機構の積極的な活用を促したいと思っております。まさに谷垣大臣のところと私のところと一体となって、これは日本全体のバランスシート調整ですから、銀行部門のバランスシートの調整と、その向こう側にある企業部門のバランスシート調整というのは、コインの両面でありますから、その一体的な再生を目指して努力をしたいと思っております。

また、今まで積極的に利用されていないのではなくて、今始まったわけです。今始まったわけで、改めて最初ですから、その第一陣の案件が出たばかりでありますから、その趣旨を改めて徹底していただいて、これはオフバランス化には、ご承知のように色々なやり方がありますけれども、なかなか意思決定が難しいというような場合に、再生機構というような公的な機関が関与する余地というのは非常にあるわけですね。だからこそ、この機関をつくっているわけです。これはまさにスタートでありますから、改めてその趣旨を徹底して、積極的な活用をお願いしたいというふうに思っております。

(平成 15 年 9 月 2 日 (土) 1 竹中大臣記者会見抜粋)

**Q： 産業金融の機能強化のための関係閣僚等による会議が開かれましたが、金融庁としての具体的な取組みについてお聞かせください。**

A： 我々としては産業にきちっとお金が回るようにと、これは正に我々が目指すところなわけですが、我々としてはリレーションシップバンキングの機能強化というのは正にそれそのものなわけですね。そういうことを既にやっている。

それと信託制度の整備ですね。これは例えば、知的財産権をその対象にするとか、一般事業法人がこの分野に入っていけるとか、それに向けて今法整備に向けた努力もしていますので、我々としてはまず、金融庁独自としてやらなければいけないことを本当にしっかりとやっていくということだと思います。

この会議ではそういった、各省庁が独自でやることを越えて、省庁横断的に取り組まなければいけないことを深化させていきたいと思っているんですけども、特に3つの視点で検討を深められるべきだということを今日発言させていただきました。



1つは、資金の取り手である産業サイドの強化です。これはリスクに見合った金利負担とかそういうものがあって初めて金融は回るわけですが、そういったものに耐えられるような企業の収益力の強化というのが必要である。それと、企業の資金調達構造を改革していく、具体的には担保や保証に過度に依存しない資金調達の仕組みを作っていく、そうしたことがこの資金の取り手である産業サイドの強化で重要な課題になっていくと思います。

2番目の視点は、多様な資金の流れを整備することだと思います。企業は様々な体質を抱えていて、様々な資金ニーズを持っていると思います。その状況にあわせて、例えばですけれども資金仲介の枠組みを整備して、ファンドに関する制度整備等を行っていくこと。更には新たな金融手法です、これは多様な証券化の話もあるでしょうし、新たな形態の出資、今まで長期の運転資金でやっていたものを出資的な形に出来るかどうかということも含めた金融手法について整備をしていくことが必要であると思います。

3番目の大きな視点としては、資金の出し手である投資家の保護というのが欠かせないと思います。ともすれば資金を供給する、産業に供給する面だけが重視されがちですが、金融というのは書いて字のごとく、お金を融通することであって、お金の出し手がいるわけですから、その出し手が安心してその出資、融資、投資出来るような形でいなければいけない。その意味では、市場の公正性と言いますか、必要なルールの整備、更には市場の透明性の確保、そのための情報開示、そういったことを併せて議論をしていかなければいけないと思っております。

(平成15年9月9日(火) 竹中大臣記者会見抜粋)

**Q： 先日、「主要行における自己査定と検査結果との格差」が発表されました。総額では格差は減っていますが、一部の金融機関ではまだ乖離の大きいところもありますが、どのように評価していますか？**

A： これは去年の11月から始めて、パブリック・プレッシャーを通じて、銀行にしっかりと自己査定をしてもらいたい、そのために自己査定と金融庁の査定の乖離を、マクロの数字として発表するということをしたわけですが、そうしたことを通じて、基本的には銀行がしっかりと努力する方向に向かっていると思います。着実に、その乖離が縮まってきたということは評価しております。

同時に、今ご指摘あったように、これはまだら模様でもあります。この点については、引き続きしっかりと査定をしてもらいたいということに尽きると思っております。ただ、いずれにしても、昨年からの取り組みで始めたこの試みで格差が縮まっているというのはいい方向だと思っておりますので、この努力をしっかりと続けて、その様子をフォローアップしていきたいと思っております。

(平成15年9月12日(金) 竹中大臣記者会見抜粋)

※ 主要行における自己査定と検査結果との格差(集計ベース)については、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「主要行における自己査定と検査結果との格差について」\(平成15年9月9日\)](#)にもアクセスしてください。





**Q： 「銀行の貸出残高が年々減少し、400兆円を割り込んだ」との日銀の発表がありました。どのように見えていますか？**

A： 日本の銀行の貸出残高は、GDPに比べて大体70パーセントぐらいの比率でずっと推移をしてきた。それが80年代に入って、それがどんどん上昇して、正にバブルに向かう道だったわけですが、100パーセントを超えた。バブルが崩壊してもそれは、信用膨張したものがずっと続いていた。97年ぐらいからようやくそれが収縮して、調整に向かった。その過程で信用残高が少し減ってきますから貸し渋り、貸しはがしというような問題に直面するようになった。それが今、80パーセントぐらいに今下がってきているわけですね、正にご指摘のように。そうした中で、今正にそのバブルの最終調整局面を迎えていると私は思います。だから、こうした中でそのソフトランディングさせていくということが政策上大変重要な課題だと思います。現実にはソフトランディングしているんだと思います。これは是非統計をよく見ていただきたいんですが、幾つかの特殊要因を除きますと、むしろこの残高の減り方というのは鈍化しているんです。非常にマイルドになりつつあります。

一例として挙げますと、例えば2兆円残高が減ったという統計が出たとき、その裏で大体、ラフにですけれども、その半分の額は実は証券化されている。その証券化というのは、銀行のバランスシートから落ちますけれども、それを貸付資産を持っている人は別にいるわけですから、これは企業に対しては直接マイナスの影響は生じないわけです。そういった要因を考えますと、むしろ証券化が進んで様々なスキームが整備されて、その低下の影響というのをマイルドに吸収するシステムができつつあるという面がある。そういう意味では、ここのバブル以降の長く続いた情勢の最終局面で、それをソフトランディングさせる非常に重要な機会に今なっていると思うんです。だからこそ、不良債権処理を2年で終結させる、一方でリレーションシップバンキングの機能を強化する、この政策を合わせて是非ともこの長年解決できなかった日本の金融問題を解決に向かわせたいと思っております。

(平成15年9月9日(火) 竹中大臣記者会見抜粋)



## 【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今月のキーワードは「**金融検査**」です。

➤ 金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、**預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに、金融の円滑を図る**ことを任務としています。そのため手段の一つとして、銀行法などに基づき金融機関に対する立入検査を実施しています。以下、**銀行を中心に金融検査**についてご説明します。

➤ 銀行は、不特定多数の者から預金等を受け入れ、そのお金を**自らの判断**で資金を必要とする**企業などに金利をつけて貸し出す**こと(与信)により利益を得ています。このような、経済の中でお金の流れを円滑にする役割(**金融仲介機能**)や、公共料金の自動引き落としなどの**資金決済機能**が銀行の最も重要な役割と言えるでしょう。預金者にとって最も重要なことは、銀行に預けた**預金の払い戻しや資金決済**が滞りなく行われることであり、このため、銀行法などにおいて、**銀行の業務の健全性や適切性確保**のため様々なルールを設けています。

➤ 銀行も私企業であり、自己責任原則に則った経営が基本です。このため、銀行の**経営陣**には、何よりもまず、監査役を含めた**内部管理体制**を充実させることにより、**自らの責任**において、**業務の健全性と適切性を確保**することが求められます。そして、**会計監査人等**には、こうした内部管理体制を前提に、金融機関とは独立した視点に立って、**業務の健全性と適切性が確保されているか否か**について**監査**することが求められます。更に、こうした手続きを経て策定された財務諸表、経営方針等の**経営内容は広く開示**され、市場を通じた、**投資家等による監視**(市場規律による監視)を受けることになります。**検査**は、こうした**自己責任原則**と**市場規律**による**監視を補強**するものであり、銀行や外部監査人の自己責任に基づく内部管理・外部監査が適切に行われるよう**促す**ものと位置付けられます。このような観点から、**検査**は、金融機関による内部管理、会計監査人等による外部監査を前提としつつ、これら**管理・監査体制が確保されているか否か**といった**事後監視型チェック**を基本としています。

➤ 検査においては、当局の検査官が銀行の営業所等に立ち入り、帳簿書類等を調べ、銀行の職員に対し質問することを通じて、銀行が法令等に定めるルールを遵守しているか、そのための態勢(**法令等遵守態勢**)を整備しているか、リスクを適切に管理するための態勢(**リスク管理態勢**)を整備しているかについて確認しています。これらの検査における基本的な考え方及び具体的着眼点等を整理したものが「**金融検査マニュアル**」です。なお、金融検査マニュアルの性格はあくまで**検査官のための手引書**ではありますが、銀行の自己責任に基づく経営を促す観点からこれを公表しています。

➤ 「金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)」においては、検査における着眼点を法令等遵守とリスク管理に大別し、更にリスク管理について共通編とリスクカテゴリー(信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク)ごとの着眼点に分けて記載しています。このうち、信用リスク管理態勢としてチェックすべき項目に、銀行の**自己査定、償却・引当及び自己資本比率等の正確性**が含まれています。

※ 自己資本比率の詳細についてはアクセスFSA第4号の「[金融便利帳：自己資本](#)」をご参照ください。また、主要行における自己査定と検査結果との格差については、金融庁ホームページの「報道発表など」から「[主要行における自己査定と検査結果との格差について](#)」(平成15年9月9日)にアクセスしてみてください。

➤ いわゆる**早期是正措置制度**においては、銀行に対し業務改善命令等の行政処分を行う基準を**自己資**



本比率の水準によって判断します。自己資本比率は**会計ルール**に基づき作成された**正確な財務諸表**によって計算される必要があり、そのためには自己査定に基づく適切な償却・引当がなされなければなりません。よって、検査においてこれらの正確性を検証しています。貸出金等の自己査定は**個別債務者ごと**に行われるため、検査においても、一定の基準（抽出基準）に該当する**個別債務者**について、その財務内容、資金繰り、収益力等をチェックした上で**債務者区分**が適正になされているか**確認**しています。なお、当該検査は適正な財務諸表が作成されているかを確認するため個別債務者にかかる査定の適切性を検証しているものであり、個別の融資判断に立ち入るものではありません。

(注) 早期是正措置とは、経営が悪化した金融機関を、業務改善や業務停止を命じることにより、早期に再建・処理するための行政手法のことを言います。経営悪化の状況は原則として自己資本比率により判断します。詳細についてはアクセスFSA第4号の「[金融便利帳：自己資本](#)」を参照ください。

自己査定とは、銀行が、その保有する債権その他の資産を個別に検討して、回収不能となる危険性又は価値の毀損の危険性に応じて区分することを言います。貸出金等については、通常この区分（債務者区分）ごとに貸倒引当金の計上額を決定します。

- 検査において把握した問題点等については、最終的に**検査結果通知**という形で銀行に通知し、**改善を促し**ています。また、その内容によっては**業務改善命令等の行政処分**がなされることもあります。
- 実際の検査の流れは次のようになります。  
検査対象先の決定→立ち入り検査に従事する者の決定（検査班の編成）→検査班への検査命令（必要に応じ銀行側に検査を行う旨予告）→立入検査の実施→検査班から検査局幹部への検査結果報告→審査→銀行への検査結果通知
- 金融検査の対象は、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信用農業協同組合連合会などの預金等受入金融機関のほか、保険会社、証券会社、投資信託委託業者、投資顧問業者、財務局長登録の貸金業者、前払式証券発行者、信用保証協会、金融持株会社など多岐に渡っており、これらの先に対し、金融庁又は財務局において検査を実施しています。なお、労働金庫や信用農業協同組合連合会などは関係省庁と共同で検査を行っています。また、都道府県知事登録の貸金業者や農業協同組合などに対する検査は都道府県が行っています。このほか、政策金融機関及び日本郵政公社についてもリスク管理分野についてのみ主務大臣の委任を受けて金融庁が検査をしています。

(注) 二以上の都道府県に営業所又は事務所を有する貸金業者は財務局長による登録を受けなければならないが、一の都道府県にのみ営業所又は事務所を有する貸金業者は都道府県知事の登録を受ける必要があります。

- これら様々な業種に対する検査は、**業種毎の特性や法律**（保険会社であれば保険業法、証券会社であれば証券取引法など）の**目的**に応じ、その検証範囲や着眼点を変える必要があります。そのため、保険会社、証券会社、投資信託業者等、金融持株会社の検査における着眼点を**保険検査マニュアル、証券検査マニュアル、投信・投資顧問検査マニュアル、金融持株会社に係る検査マニュアル**として取りまとめ、公表しています。

※ 検査マニュアルについて、詳しくは、金融庁ホームページの「[検査マニュアル関連](#)」のコーナーにアクセスしてください。

※ この他、具体的な検査の実施状況や検査において把握した問題点等については「金融庁の一年」において公表しておりますので、金融庁ホームページの「報道発表など」から「[「金融庁の1年」の公表について](#)」にアクセスしてください。



## 【お知らせ】

### ○ 金融庁ホームページの「証券監督者国際機構（IOSCO）」の内容を拡充

証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）は、世界102の国・地域（2003年8月末時点）の証券監督当局や証券取引所等から構成される国際的な機関です。IOSCOでは、その時々々の証券規制監督の課題について原則や指針などを定めるといった活動を行っております。我が国証券当局からは、金融庁および証券取引等監視委員会がIOSCOの活動に積極的に参画しています。

このたび、金融庁ホームページでは、IOSCOの沿革・組織、IOSCOが策定した主な原則、IOSCOの最近のプレスリリースなど、IOSCOの活動に関する情報を「インフォメーション」の「国際機関関連情報」にある「[証券監督者国際機構（IOSCO）](#)」の中に新たに掲載しましたので、どうぞアクセスしてみてください。今後もタイムリーに内容を追加する予定です。

なお、IOSCOに関する情報については、[IOSCOのホームページ](http://www.iosco.org/)（<http://www.iosco.org/>）もご参照ください。

### ○ 2003年度（平成15年度）「行政情報化週間」について

電子政府の構築による利用者本位の行政サービスの提供と簡素で効率的な政府の実現に向けた政府の取組に関して、広く国民及び国、地方公共団体等職員の関心と理解を増進しつつ、利用者の声を反映した施策を推進するため、本年度も10月1日（水）から10月7日（火）まで行政情報化週間を実施することとしています。

[電子政府の総合窓口（e-Gov）](http://www.e-gov.go.jp/)（<http://www.e-gov.go.jp/>）及び各府省のホームページ並びに各種広報媒体を活用し広報を実施するほか、オンライン利用の普及・啓発や総務省によるシンポジウムの開催（予定）などの事項が実施されることとなっています。

金融庁における行政情報化の推進に関する取組みについては、金融庁ホームページの「インフォメーション」から「[行政情報化推進など](#)」にアクセスしてみてください。

### ○ 大臣・副大臣への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣や副大臣へのご質問に、大臣・副大臣が直接お答えする【[竹中大臣に質問！](#)】、【[伊藤副大臣に質問！](#)】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣にこんなことを、是非、直接聞いてみたい！」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「[大臣に質問](#)」あるいは「[副大臣に質問](#)」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが100字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣または副大臣の回答を掲載させていただきます。大臣・副大臣へのご質問がございました方は、「[ご意見箱](#)」へどうぞ。また、「[大臣・副大臣への質問募集中](#)」にもアクセスしてみてください。

### ○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、「[新着情報メール配信サービス](#)」へどうぞ。



## 【8月の主な報道発表等】

- 1日(金) [アクセス](#) ・ 金融研究研修センター長の任命  
[アクセス](#) ・ 15年3月期における不良債権の状況等（ポイント）  
[アクセス](#) ・ 株式会社福岡シティ銀行に対する行政処分  
[アクセス](#) ・ 公的資金増強行に対する行政処分  
[アクセス](#) ・ 企業会計審議会第一部会の公開草案の公表  
[アクセス](#) ・ 証券会社に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）の公表  
(パブリック・コメント)  
[アクセス](#) ・ 平成15年公認会計士試験（第3次試験）の施行について
- 5日(月) [アクセス](#) ・ 第14回金融審議会金融分科会第二部会（7/28開催分）議事要旨
- 7日(木) [アクセス](#) ・ 保険業法の一部を改正する法律の施行に伴う保険業法施行令の一部を改正する政令（案）に対するパブリック・コメントの結果  
[アクセス](#) ・ 「公的資金による資本増強行（主要行）に対するガバナンスの強化について」の一部改正  
[アクセス](#) ・ 経営健全化計画の履行状況報告について  
[アクセス](#) ・ 経営健全化計画の見直しについて
- 8日(金) [アクセス](#) ・ 企業会計審議会第27回第一部会（4/18開催分）議事録
- 11日(月) [アクセス](#) ・ 特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行令の一部を改正する件に関する意見の募集結果
- 12日(火) [アクセス](#) ・ 大阪証券取引所に対する行政処分
- 15日(金) [アクセス](#) ・ 「手形・小切手の電子化（ペーパーレス化）をめぐる法的研究」の成果の公表
- 18日(月) [アクセス](#) ・ 平成15検査事務年度検査基本方針及び基本計画
- 20日(水) [アクセス](#) ・ 「顧客確認に係る連結ベースのリスク管理」市中協議用ペーパーの公表
- 21日(木) [アクセス](#) ・ 保険業法の一部を改正する法律の施行に伴う保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）に対するパブリックコメントの結果
- 22日(金) [アクセス](#) ・ 事務ガイドライン（「金融監督にあたっての留意事項について（第二分冊：保険会社関係）」）の一部改正
- 26日(火) [アクセス](#) ・ みずほインベスターズ証券株式会社に対する行政処分
- 28日(木) [アクセス](#) ・ 第22回金融トラブル連絡調整協議会の開催について  
[アクセス](#) ・ 平成16年度機構・定員及び予算要求について  
[アクセス](#) ・ 平成16年度 税制改正要望について  
[アクセス](#) ・ 「韓国における電子金融法制」に関する研究成果の公表  
[アクセス](#) ・ 「電子マネーの将来とその法的基盤」に関する研究成果の公表
- 29日(金) [アクセス](#) ・ 「平成14年度実績評価書」、「平成15年度事業評価書」及びそれらの要旨の公表

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。

